

平成18年3月22日

## 産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

### 1. 措置命令に係る弁明の機会の付与の通知について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6279）

本日午後、市は、株式会社善商らに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく措置命令を発するため、行政手続法に基づき、次のとおり事前手続である弁明の機会を付与するため、弁明通知書を発送しました。

#### 1 通知の対象者

株式会社善商

同社の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

#### 2 予定される措置命令の概要

株式会社善商

##### (1) 講ずべき措置の内容

ア 株式会社善商が同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物のうち、措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い、適正に処理すること。

イ 地下水、排水、敷地境界のガス濃度その他必要な項目を定期的に観測すること。

##### (2) 履行期限

ア 着手期限

(1)アについては措置命令の発出日から3月後、(1)イについては措置命令の発出日から14日後

イ 履行期限

措置命令の発出月から10年6月後

株式会社善商の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

##### (1) 講ずべき措置の内容

平成12年にはじまる疋田優の爲重美紀及び疋田優徳に対する指示により、株式会社善商の業務として同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物のうち措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

##### (2) 履行期限

ア 着手期限

措置命令の発出日から3月後

イ 履行期限

措置命令の発出月から3年8月後

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

(1) 講ずべき措置の内容

ニッカン株式会社が搬入し、株式会社善商とともに同社敷地内に埋立処分をした産業廃棄物のうち、措置命令の発出日において現存するものを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

(2) 履行期限

ア 着手期限

措置命令の発出日から3月後

イ 履行期限

措置命令の発出月から1年6月後

3 弁明書提出期限

平成18年4月5日(水)